

本市（上下水道局を含む。）発注工事における技術者の適正配置について

2025年（令和7年）1月24日

本市（上下水道局を含む。）では、建設工事の適正な施工を確保するため、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専任補助者の配置については、2025年（令和7年）2月1日（改正建設業法施行令の施行日）以降、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 主任技術者又は監理技術者の専任配置を必要とする工事

(1) 主任技術者を専任配置しなければならない工事の請負代金について

請負代金の額が、次の金額となる工事を請け負うときは、工事の種類に応じ、必要な資格を有する主任技術者の専任配置が必要となります。下請負をする場合も同様です。

4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）

なお、入札公告で、本市（上下水道局を含む。）が専任配置を求めた工事については、請負代金の額にかかわらず専任配置が必要です。

(2) 監理技術者を専任配置しなければならない工事について

ア 本市（上下水道局を含む。）から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、1次下請に係る下請契約の総額が次に掲げる金額の場合は、監理技術者を専任配置しなければなりません。

5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）

イ 監理技術者は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講（有効期限内であること。）している者でなければなりません。

主任技術者又は監理技術者の専任配置を必要とする工事

1次下請に係る下請契約の総額	建設業の許可	技術者
5,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）	特定建設業又は一般建設業	主任技術者
5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）	特定建設業	監理技術者

(3) 主任技術者又は監理技術者の雇用関係について

本市（上下水道局を含む。）が発注する工事を受注しようとするときは、「開札日の前日又は見積書の提出日」において、配置予定の主任技術者又は監理技術者と所属する会社との間で、次の2つの要件が満たされる必要があります。

ア 直接的な雇用関係にあること（雇用に関する一定の権利義務関係が存在すること。）。

イ 恒常的な雇用関係にあること（開札日の前日又は見積書の提出日以前に、3か月以上の雇用関係があること。）。

(4) 主任技術者又は監理技術者の入札参加資格について

主任技術者又は監理技術者の専任配置を必要とする工事については、「開札日の前日」において、別工事の主任技術者又は監理技術者として配置されていないこと（別工事に配置されている場合は、開札日の前日までに別工事の完成検査が完了していること。）を入札参加資格とします。ただし、契約の締結に議会の議決を要する案件について、入札参加時に専任で配置予定の監理技術者を2人又は3人とする場合は、契約締結の議決日の前日において、1人を必ず特定することを入札参加資格とします。

なお、営業所に常勤して専らその職務に従事している技術者（以下「営業所技術者等」という。）は、建設業法第26条の5第1項を満たす場合を除き、専任を求める工事の主任技術者又は監理技術者になることはできません。

(5) 現場代理人との兼務について

専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、同一工事の現場代理人を兼務することがありますが、別工事の現場代理人となることはできません。

2 主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

(1) 専任で配置する主任技術者の別工事との兼務について

専任で配置する主任技術者は、原則、別工事との兼務はできませんが、密接な関係（※1）のある同種類の2件の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所（※2）において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれら2件の工事を管理することができます。

ただし、監理技術者の場合は認められません。また、各工事の特記仕様書において、「建設業法施行令第27条第2項の規定にかかわらず、他の工事との兼務を認めないものとする。」という記載がある場合は、兼務は認めません。

※1 「密接な関係」とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請業者で施工する場合を含む。）をいいます。

※2 「近接した場所」とは、工事現場の相互の間隔が10km程度をいいます。

(2) 複数の工事を一の工事とみなす場合について

同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて

書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計額を 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金額の合計額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上となる場合は、主任技術者又は監理技術者は、これらの工事現場に専任の者でなければなりません（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号（以下「専任特例 1 号」という。）及び建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（以下「専任特例 2 号」という。）を適用する場合を除く。）。なお、本項を適用した場合は一の工事現場とみなすため、2 (1)、2 (3) 及び 2 (4) の特例を併用することは可能です。

(3) 専任特例 1 号を適用する主任技術者又は監理技術者の配置について

(※改正建設業法が施行された 2024 年（令和 6 年）12 月 13 日以降、適用可能です。)

専任特例 1 号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、次のア〜クの要件を全て満たす必要があります。なお、専任特例 1 号は、下請企業が配置する主任技術者についても適用が可能です。

ア 各建設工事の請負代金額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

エ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講じるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また 1 つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、

現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。

(ア) 当該建設業者の名称及び所在地

(イ) 主任技術者又は監理技術者の名前

(ウ) 主任技術者又は監理技術者の一日当たりの労働時間のうち労働基準法第 3 2 条第 1 項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

(エ) 各建設工事に係る次の事項

①当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

②当該建設工事の内容（建設業法別表 1 上段の建設工事の種類）

③当該建設工事の請負代金額

④工事現場間の移動時間

⑤下請次数

⑥連絡員の名前、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

⑦施工体制を把握するための情報通信技術

⑧現場状況を把握するための情報通信機器

キ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

ク 兼務する建設工事の数は、2 を超えないこと。なお、「専任特例 1 号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、イ～キの要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が 2 を超えてはならない。

(4) 専任特例 2 号を適用する監理技術者の配置について

専任特例 2 号を適用する監理技術者を配置する場合は、次のア～クの要件を全て満たす必要があります。なお、専任特例 2 号を適用する監理技術者として従事した工事の経験については、入札参加資格要件における技術者の実績として認めますが、監理技術者補佐（建設業法第 2 6 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者をいう。）として従事した工事の経験については認めません。

- ア 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- イ 監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者である必要がある。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、(イ)に限る。
 - (ア) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）
 - (イ) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者
- ウ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までとする。
- オ 監理技術者が兼務できる工事は、福山市域内の工事でなければならない。
- カ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

(5) 現場代理人との兼務について

専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、同一工事の現場代理人を兼務することができますが、別工事の現場代理人となることはできません。また、専任特例2号を適用する監理技術者は、別工事の現場代理人となることができないことに加え、同一工事の現場代理人の兼務も認めませんが、監理技術者補佐が同一工事の現場代理人となることは可能です。

3 専任補助者について

(1) 専任補助者の配置について

専任補助者とは、若手技術者の育成及び技術力向上の観点から、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する経験等豊富な技術者のことです。主任技術者又は監理技術者のほかに専任補助者1名の配置を認めます。この場合、両者とも技術者の資格要件を満たす者でなければなりません。入札公告における技術者として従事した工事の経験については、専任補助者のみが満たすことで足りるものとします。

(2) 入札における取扱いについて

専任補助者として従事した工事の経験については、入札参加資格要件における技術者の経験として認めません。

(3) 専任補助者の兼務について

専任配置することとなるため、当該工事の現場代理人との兼務のみ認めます。

4 主任技術者の専任配置を必要としない工事

(1) 主任技術者の専任配置を必要としない工事の請負代金について

請負代金の額が、次の金額となる工事を請け負うときは、工事の種類に応じ、必要な資格を有する主任技術者の配置が必要となります。下請負をする場合も同様です。

4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）

なお、入札公告で本市（上下水道局を含む。）が専任配置を求めた工事については、請負代金の額にかかわらず専任配置が必要です。

(2) 主任技術者の雇用関係

本市（上下水道局を含む。）が発注する工事を受注しようとするときは、「開札日の前日又は見積書の提出日」において、配置予定の主任技術者と所属する会社との間で、直接的な雇用関係が必要となります。

(3) 主任技術者の入札参加資格について

主任技術者は、元請・下請を問わず1件の請負代金の額が次の金額の場合、主任技術者として配置されている件数（以下「手持工事の件数」という。）が3件以内でなければなりません（開札日の前日までに完成検査が完了した工事については、手持工事の件数に含めません。）。

500万円以上4,500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円以上9,000万円未満）
--

また、配置予定の主任技術者が営業所技術者等であるときは、手持工事の件数と新たに配置を行う工事件数が合わせて2件以内でなければなりません。

(4) 主任技術者の兼務について

ア 専任配置を必要とする工事の主任技術者又は監理技術者として、すでに別工事に配置されている場合は、専任配置の特例が適用される場合を除き、当該工事の主任技術者として配置できません。

イ 配置する主任技術者は、同一工事の現場代理人を兼務することができます。

5 災害復旧工事における主任技術者の兼務制限の緩和について

請負金額500万円以上4,500万円未満（建築一式工事の場合1,500万円以上9,000万円未満）の工事に配置される主任技術者については、同一の主任技術者が兼務することができる件数から、災害復旧工事を除きます。

※ 本市（上下水道局を含む。）が入札公告で専任配置を求めた工事を除きます。

災害復旧工事以外の工事	3件以内
災害復旧工事	件数の制限なし

【問い合わせ先】

〒720-8501

福山市東桜町 3 番 5 号

福山市建設局建設管理部建設政策課
(契約担当)

TEL 084 (928) 1076

FAX 084 (926) 9167

メールアドレス keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

〒720-8526

福山市古野上町 1 5 番 25 号

福山市上下水道局経営管理部管財契約課

TEL 084 (928) 1503

FAX 084 (928) 1631

メールアドレス kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp